平成２７年（フ）第５７号
金沢市三ツ屋町イ６番地４、従前の住所富山市山室315番地２
債務者　龍田　欣明
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１５１号
京都市左京区浄土寺馬場町38番地１　101
債務者　大内　克之
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
愛知県岡崎市宇頭町字山ノ神50番地１　第２マンション鈴木Ｂ　Ｆ－１、前住所愛知県岡崎市宇頭町字新長者屋敷２番地　福山通運社宅Ｂ－101
債務者　宮久　佳子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
富山県高岡市二上98番地
債務者　いなだ襖こと　稲田　耕作
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１１号
仙台市泉区南光台１丁目53番12号　峰アパート７
債務者　熊谷紀代子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
宮城県名取市増田２丁目７番１号　山武荘５号
債務者　小山　良枝
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野41番地32
債務者　草彅　政人
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１１号
福島県いわき市常磐関船町古宿30番地　市営住宅１－66
債務者　大谷優里菜（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１９２号
茨城県稲敷郡阿見町中央７丁目２番１号
債務者　石山　忠夫
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９３号
茨城県稲敷郡阿見町中央７丁目２番１号
債務者　石山美知子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２４６号
茨城県土浦市下高津４丁目20番24号　マイステージ３番館203号室
債務者　小野澤幸夫
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
茨城県かすみがうら市下稲吉2633番地86
債務者　染谷　明美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２４２号
茨城県坂東市沓掛1359番地２
債務者　黒澤　吉弘
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２４５号
茨城県猿島郡境町大字百戸1942番地６
債務者　倉持　健太
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２５５号
茨城県古河市中田381番地１　コーポ・ブルーウェーブ201
債務者　笹森　俊三
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１６号
茨城県結城市大字結城9080番地73
債務者　加藤　慶之
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１８号
茨城県筑西市乙1041番地　メゾンツルミ１号棟１－Ｂ
債務者　深谷　信子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部